

## 日本アンチ・ドーピング規律パネル決定

2017-002 事件

競技者氏名： X

競技種目： カヌー

標記事件につき、日本アンチ・ドーピング規律パネルは、当該事件の聴聞パネルの決定に基づき、下記のように決定する。

平成 29 年 12 月 13 日

日本アンチ・ドーピング規律パネル

委員長 早川 吉尚

早川 吉尚

### 聴聞パネル決定

日本アンチ・ドーピング規程（以下「本規程」という。）8.3.2 項に従って日本アンチ・ドーピング規律パネル委員長により任命された以下の各委員により構成される標記事件の聴聞パネルは、平成 29 年 12 月 13 日に開催された聴聞会の結果に基づき、本事件に関して、下記のとおり決定する。

平成 29 年 12 月 13 日

早川 吉尚 早川 吉尚

塚越 克己 塚越 克己

村山 正博 村山 正博

### 記

#### 〔決 定〕

- ・ 本規程 7.9.3.2 項に従い、平成 29 年 10 月 20 日に課された暫定的資格停止は解除される。
- ・ 本規程 2.1 項の違反が認められる。
- ・ 本規程 9 条に従い、平成 29 年 9 月 11 日（検体採取日）に獲得された個人成績はいずれも失効し、かつ、そこで獲得されたメダル、得点、及び褒賞はいずれも剥奪される。
- ・ 本規程 10.4 項に従い、資格停止期間は課されない。

- ・ 検体採取後、暫定的資格停止が課されるまでの間において獲得されたすべての競技成績については、本件では本規程 10.8 項における「公平性の観点から別途要請される場合」に該当するため、失効しない。

〔理由〕

- ・ 平成 29 年 9 月 11 日に実施された競技会（平成 29 年度 SUBARU 日本カヌースプリント選手権大会 平成 29 年度日本パラカヌー選手権大会 兼 2018 カヌースプリント・パラカヌー海外派遣選手一次選考会における K-1 (200m) A 決勝。以下「本件競技会」という。）での検査において、競技者の検体からメタンジェノンの代謝物が検出された。かかるメタンジェノンは 2017 年禁止表国際基準における「SI. 蛋白同化薬」において禁止物質とされているため、本規程 2.1 項に定める「禁止物質」に該当する。これに対して競技者は、B 検体についての分析を要求したが、結果は同じであった。また、暫定聴聞会及び聴聞会において、上記の結果及びそこに至る手続過程に関しても特段争わなかった。
- ・ そこで、本件においては、競技者について本規程 2.1 項（競技者の検体に、禁止物質又はその代謝物若しくはマーカが存在すること）の違反が認められ、同 9 条に基づき、本件競技会で獲得された競技者の個人成績は失効し、かつ、そこで獲得されたメダル、得点、及び褒賞（もしあれば）はいずれも剥奪される。
- ・ しかし、本件においては、同一競技において日本代表たる地位を争う立場にあった他の者が、競技者が自分のドリンクボトルから離れていた本件競技会前の時間を利用して、そのドリンクボトルの中に禁止物質を含むステロイドを混入させたという事実があった（この者は、競技者に暫定的資格停止が課されたことを知った後、良心の呵責から自らこの事実を関係者に伝え、本件手続においても、かかる事実を陳述書として提出し、また、証人としても出廷してその旨を述べており、また、JADA もかかる事実の存在を争わなかった。）。
- ・ かかる事実、他者からの禁止物質の混入によってドーピング違反が発生した事案はわが国では初めてであり、このような事態の発生は（競技者も含め）関係者の予想外のことであったこと、ドリンクボトルを携帯して競技にのぞむことがカヌー競技という特性上容易ではないこと等を勘案すると、本件は競技者に本規程 10.4 項に定める「過誤又は過失がない」場合であったと認定される。
- ・ また、そうである以上、本規程 7.9.3.2 項に定める(b)「過誤又は過失がないことを強力で主張可能であり、そのため、そうでなければ別途当該違反を理由として賦課されたであろう資格停止期間が第 10.4 項の適用により完全に排除される可能性が高い」場合に該当することは当然であり、本件の暫定的資格停止も解除されることとなる。
- ・ さらに、競技者は、検体採取がなされた本件競技会の後、暫定的資格停止が課される前に、二つの競技大会に参加しているところ（第 72 回国民体育大会、2017 カヌースプリント アジア選手権大会）、そこで獲得された成績の取扱いについても問題になるが、上記の事実、さらに、（解除されるべきであった）暫定的資格停止が課されていた間に複数の重要な日本代表選手選考に関わるイベントへの参加が不可能となってしまった等の競技者が被った多大な不利益を勘案すると、本規程 10.8 項における「公平性の観点から別途要請される場合」に該当すると判断されるため、かかる成績については失効しないものとする。

以上より、上記の決定をするに至った。

以 上